

佐賀県医療センター好生館入院セットサービス提供業務に係る企画提案競技実施要領

1 業 務 名 佐賀県医療センター好生館入院セットサービス提供業務

2 履行期間 契約締結の日から令和 11 年 11 月 30 日まで

3 履行場所 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 4 0 0 番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

4 参加資格要件 公示 2 の参加資格に関する事項のとおり

5 参加申込

(1) 受付期間

公示日から令和 7 年 6 月 27 日（金）までの日（土日を除く。）の 9 時 00 分から 16 時 00 分までの間

(2) 受付場所

〒840-8571 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係
電話：0952-28-1153 FAX：0952-28-1253 メール：keiyaku@koseikan.jp

(3) 提出書類

ア 参加資格確認申請書（様式第 1 号）
イ 企業概要書（様式第 2 号）
ウ 業務実績書（様式第 3 号）
エ 直近の営業年度の決算書（損益計算書、貸借対照表）の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送
注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(5) 参加資格確認結果

令和 7 年 7 月 1 日（火）を目処に書面にて個別に通知する。

6 質問の受付期間、受付場所及び回答方法等

(1) 受付期間

公示日から令和 7 年 7 月 4 日（金）までの日（土日を除く。）の 9 時 00 分から 16 時 00 分までの間

(2) 受付場所

上記 5 (2) の部署

(3) 提出方法

質問書（様式第 4 号）により電子メールで提出すること。なお、電話での問合せには

応じない。

(4) 回答方法

令和7年7月9日（水）を目処に上記5(5)参加資格確認結果において参加資格があると認められた参加者全員の質疑を取りまとめて電子メールにて回答する。

7 企画提案書等の受付期間、受付場所及び提出方法等

(1) 受付期間

上記5(5)の通知の日から令和7年7月18日（金）までの日（土日を除く。）の9時00分から16時00分までの間

(2) 受付場所

上記5(2)の部署

(3) 提出書類

ア 企画提案書（様式第5号） 8部

イ サンプル品の提出（各1セット）

注）企画提案書は、別紙「入院セットサービス提供業務委託候補者交渉順位決定基準」4(1)Ⅱ①プレゼンテーション審査に記載の17項目について、任意の様式で作成し、項目ごとに明確に区分して取りまとめること。

注）用紙はA4縦長・左綴とし、A3サイズの場合はA4サイズ折りとすること。

また、項目ごとにインデックスを付けるなど、分かりやすくすること。

(4) 提出方法

持参又は郵送すること。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

8 業務委託候補者の選定に関する事項

(1) 評価方法

別途設置する「入院セットサービス提供業務委託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が選定する。

(2) 選定方法

ア 選定委員会での評価を前に、企画提案書等に基づく書面審査を行う。

参加者が多数の場合は、書面審査による選考を行う場合がある。

イ 企画提案書等及びプレゼンテーション審査により、参加者の適正、能力、経済性等について総合的に審査し、委託候補者の交渉順位を付する。

ウ 審査の手順及び審査項目等は別紙「入院セットサービス提供業務委託候補者交渉順位決定基準」のとおりとする。

エ プレゼンテーション審査を次のとおり実施する。

① 日時 令和7年8月上旬（予定）

※詳細な日時等は別途通知します。

② 場所 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

③ 注意事項

a プレゼンテーション審査

- ・プレゼンテーションを行う者は3名以内とする。
- ・プレゼンテーションに係る時間は、説明時間15分、質疑応答10分の計25分とする。

(3) 選定結果の通知

書面にて個別に通知する。なお、選定結果に関する問合せ及び異議は一切受け付けない。

(4) 契約締結に向けた協議

最高順位の交渉権者と業務内容に関する詳細協議を行う。協議が整わず契約の締結が見込めない場合は、次順位の提案者と契約に向けた協議を行うものとする。

9 評価に関する事項

- (1) 配点基準（配点入り）は別紙「入院セットサービス提供業務委託候補者交渉順位決定基準」のとおりとする。
- (2) 企画提案書に未記入の項目がある場合又は添付資料等の不備により当該内容の確認ができない場合は、該当する評価項目について0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10 参加資格喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、業務委託候補者選定手続への参加資格を失うことがある。

- (1) 公示2のいずれかの資格要件に該当しない者となったとき。
- (2) 参加資格確認申請書等又は企画提案書等の受付期間、受付場所、提出方法等が本要領に適合しなかったとき。
- (3) 参加資格確認申請書等又は企画提案書等の記載上の留意事項（各様式に記載）に適合しなかったとき。
- (4) 参加資格確認申請書等又は企画提案書等に記載すべき事項の、全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (5) 参加資格確認申請書等又は企画提案書等に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (6) 参加資格確認申請書等又は企画提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

11 その他留意事項

- (1) 契約保証金は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第18条第1項第3号の規定により免除する。
- (2) 提出された参加資格確認申請書等、質問書及び企画提案書等は返却しない。

- (3) 書類の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーションの参加費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 提出された参加資格確認申請書等、質問書及び企画提案書等は、本業務の委託候補者の選定以外の目的に使用しない。
- (5) 提出された参加資格確認申請書等、質問書及び企画提案書等は、本業務の委託候補者選定に必要な範囲内で複製を作成することがある。
- (6) 参加資格確認申請書等、質問書及び企画提案書等の作成のために発注者から受領した資料は、発注者の了承なく目的外に使用し、又は公開してはならない。
- (7) 参加資格確認申請書等を提出した者が、企画提案競技への参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を速やかに文書で地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館理事長あてに届け出ること。